

~~届出制手数料届出書~~
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃえにーわーく

②届出者 氏 名 株式会社エニーワーク

代表取締役 吉田 証一

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	1 3 - ユ - 3 0 7 3 5 5
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃえにーわーく 株式会社エニーワーク
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 6 9 - 0 0 7 2 電話 03 (5155) 2215
	とうきょうとしんじゅくおおくぼ 東京都新宿区大久保二丁目1番8号
⑥適用開始・変更予定日	平成 28 年 6 月 20 日 7 日
⑦届出・変更届出内容	別表手数料表のとおり
⑧備 考	株式会社エニーワーク 職業紹介責任者 吉田 証一 080-6777-8870



手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	670 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%を上限とします。 手数料負担は 求人者 とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動1日当たり 50,000円 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50%を上限とします。 手数料の負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-307355

事業所の名称及び所在地 株式会社エニーワーク

東京都新宿区大久保2-1-8 プラザ新大樹本館3階 307号室